特

地方財政におけるナショナル・ミニマムの

財源保障

地方財政制度のあり方をめぐる五つの論点財源保障の是非を分ける制度理解

五四三二一 地方財政計画の水準と決まり方 ミクロにおける受益と負担のあり方 広がる格差への懸念

財源保障の是非を分ける制度理 解

の諮問機関である財政制度等審議会の 因の一つとなっているので、すみやかに改善すべきという評価が定着しつつある。その嚆矢となったのが、 による財源保障の是非が強く問 11 しかもその地方交付税を地方に配るにあたって多額の借入金を毎年行っており、 ま地方財政制度の改革は、 われてい わ が 玉 0 平成一 る。 構造改革の課題の一つとされている。 地方財政については、地方交付税を打ち出の小槌にして無駄な歳出が多 五年度予算の編成等に関する建議」 とりわけ、 (平成 四) であろう。そこでは、 国と地方を通じた長期債務の原 地方財政計画や地方交付税 財務大臣

地方財政には財政健全化を阻む要因の一つがあると意識されている。

西 砂 千 夫

、関西学院大学教授

小

っ

てい

0

財源保障

はダメだけれども財

.政調整までは否定するものではない

という考え方は、

その後

の地

方分権改

革

負担 収の

一の関 偏 7

係

を

明確

化

してい

くことが必要である。」とされてい

る

(傍線と(a)

(e)

は引用者による)。

在に伴う財政格差を是正する機能

(財政調整機能)

に限る仕組みとすることにより、

地

方

財

政に

おける受益

る地方交付税の

らし めら 土の 日 する地 仕組みとなっている。 的な収支尻を地方団体自身が税によって調整するなど、 の 主要国に目を向けても、 コ ニスト ń 均衡ある発展に寄与してきた。 議 地方歳出に対する国 る。 方歳出 は 感覚を弱め、 地方財 (c) の裏付けとなり、 国が地方歳出に関与する一方で、 政に うい 歳出を増加させるとともに、 、以上を踏まえれば、 7 財源保障機能 の関与や国 我が国のように地方への財源保障を行っているものは見られな (a) 地方の自主性を弱めている。 昭 和 |庫支出金ととも L 一九年度に作ら かしながら、 (地方の歳出面をも考慮し、 地方財政制度について、『自立支援型』へと改革を進めていく視点が 地方交付税が、 多くの分野でナショナル れた に 国に財政的に依存する状況を作り出すとい 地方に何らかの自助努力を求め、 現 (b)地方交付税の 行の このように、 地方財政計画 地方交付 歳入と歳出の差額を補てんする機 仕 税 (d) 制 組 地方のは • 度 の歳出の財源を保障する仕組 2 ミニマ は は 財政運営にモラル 地方歳出 か ムが達成されたと考えら つて高度 67 効率的な行財政運営を促 0 財源 成長 17 う問題を生んできた。 ず 能 ħ 派保障を 期 ハザー 0 12 廃 玉 お [でも、 正 通じ、 みは j. 7 -をも n は る今 (e) 増 最終 税 求 方 す

地方 まら 財 6 源 ない れてい Ø Ĺ コ 0) スト 引用で述べられ 0 範 るように、 ただし、 囲 感覚を弱め、 [は及 へんでい (e) 地方財政ではすでにナショナル・ミニマ のように、 てい る。 玉 [に財源を依存する状況を生んでい る問題認識は、 ま 財収偏 た (c) は 在がある以 地 方財 政 上は、 計 画 0 それ 歳出 を是正する財政調整までも否定するも に対する財 る」ということである。 ムは達成されており、 源を保障 することで、 現在はそれを超える水準にま 「地方交付税による さらにそれ 地 方歳 K ので 加 えて、 出 は 財 0 な 拡 源保障 大 (a) が で述 لح īŀ. が 担であり、ミニマムの意味であった。

ミニマム論再考

-福祉・自治・デモクラシー

武

智

秀

之

(中央大学法学部教授)

はじめに ミニマムの構成要素 福祉国家とナショナル・ミニマム

お ミニマム決定の手続きと過程 わりに 自治とデモクラシー

は じ め に

的アジェンダとして浮上し、地方自治が政治過程化して、より可視的なものになったからである。また、 二〇〇四年度は地方分権改革において変化の年であった。それは三位一体改革の中で国庫補助負担金の削減が政治 行政サービ

スの需要水準について議論が活発化し、その言説はナショナル・ミニマム、シビル・ミニマム、ミニマム・アクセ

事業という政策分野についてとくに議論となったのであるが、それらに共通して問われた問題は、 ローカル・オプティマムという言葉でしばしば語られることになった。国庫補助負担金改革は教育、 福祉、 公共

79

国と地方の役割分

特

考察する。 味する。 要素について、 交付税改革や税財政改革を議論 とくに交付税改革や税財政改革についてはミニマムを考える際に重要な論点であるが、枚数の制約のため、ここでは 本論文の目的は、 第一に福祉国家とナショナル・ミニマムの関係について概観し、問題点を指摘する。 そして第四に自治とデモクラシーの関係について議論し、 ニーズ、 福祉 効率、 .の政策領域に対象を限定しながらミニマムの意味を再検討することである。三位一体改革! 自由という基準について検討する。 の直接的な対象にはしない。この論文でミニマムとは構成員共通の最低生活水準を意 第三にミニマムを決定する手続きと過程 自治体の役割が多様性を確保する政治メカニズ 第二にミニマムの構成 ついて

福祉国家とナショナル・ミニマ L

ムにあることを積極的に評価したいと思う。

ナショ ナル・ミニマムの意味

まず、ナショナル・ミニマムの意味とその背景について論じることにしたい。

採用され、それがナショナル・ミニマム論として各国に普及した。そのため、 ナショナル・ミニマムはウェッブ夫妻によって唱えられ、その後、ベヴァリッジ報告の最低生活費保障原則として 国民に最低限の生活を権利保障する国

の積極的な役割がナショナル・ミニマムに期待されている。

国の地方への介入、 いてパターナリズム(後見主義)を許容する考えを成立させてしまう。たとえば、中産階級の労働者階級 「社会的良心」説の思想が背景にあった。 当時の福祉国家論には、 専門家の素人市民への介入がそれである。このことは、パターナリズムが福祉国家の本質的な課 労働者階級の窮状が中産階級の良心を突き動かした帰結として福祉国家の成立を考える いわゆる道義論といわれるものであるが、それは同時 ピニ 一者間 の関係にお の介入、

題であることを示している。

教育におけるミニマム

金 井 利 之

(東京大学法学部助教授)

じめに 教育の体制構想

お 教育におけるミニマムとマキシマムの乖離最低限=最大限の教育 わりに

じ め

は に

様 なかで選択される。本稿では、行政過程における選択そのものではなく、行政過程の選択メカニズムと体制構造を素 本稿は、 教育サービスの「ミニマム」なるものも、科学的専門的に客観的に規定されるものではなく、実際の行政過程の 戦後日本における教育サービスに関する「ミニマム」に関して論じるものである。 他の公共サービスと同

描する。 教育サービスの需給 (授受) 最低限=最大限という形態で、ミニマム=マキシマムの教育がなされていたことを指摘 編成に関わる体制構想を、「新しい公共」「古い公共」の視角 ?から整理する。 「古い公

する。

教育サービスへの行政需要の膨張圧力を制御した点では、

謙抑的

共」としての戦後体制では、

保障し最大限の管轄を確保した点では、

積極的•

福祉国家的であったといえる。しかし、「古い公共」を支えるメカ ・自由主義的であったといえる。 最低水準を

政需要を「ミニマム」に抑えつつ「ミニマム」の提供を保障する内在的メカニズムはなく、「新しい公共」としての での最低化・最小化指向(底割れ・崩壊現象)と最高化・最大化指向 ニズムが機能不全に至るとともに、戦後体制は動揺し、 ミニマムとマキシマムの教育が乖離を見せ始め、 (膨張・発散現象) が観察される。そこでは、行 様々な形態

教育の体制構想 教育における「古すぎる公共」「新しい公共」「古い公共

体制が確立するかどうかは未知数である。

教育基本法 の 意

の内容を規定せず、むしろ、「あってはならない教育」の排除が目的であるともいわれる。(②) が、需給 に法制化して宣言しているため、教育全体を構想するうえで、常に「改正」論の対象とされた。また、あるべき体制 教育サービスの需要・供給がどのように編成されるかは、個別法制や各教育機関による教育実践の総体に依存する (授受)体制を構想として示しているのが教育基本法である。教育基本法それ自体は、 読み直しがされてきた。 しかし、 個別の教育サービス 体制構想を簡

構想として、常に引証され、

再検討、

サービスの需給編成の構想を示す動きがあるが、教育基本法は、この営為を半世紀以上も前に行っていた。そこで、(5) 今日的な視点である「新しい公共」の概念を借用して、 特定分野とはいえ、公共サービスの体制構想を包括的に明示した法制は異例であるため、逆にいえば、教育基本法 格好の議論の素材とされてきた。 近年、自治体では、 教育基本法の体制構想を回顧してみたい。そのうえで、教育 分野別基本条例や自治基本条例などの形で、自治体の公共

「新しい公共」としての教育基本法体制

教育基本法は、公共サービスとしての教育の提供者を、

政府・行政部門に限定していない。

それどころか、

「理想

における「ミニマム」がどのように構想されたかを位置づけたい。

107